

ぎふSDGs推進パートナー登録制度募集要領

1 制度概要

持続可能な地球を未来に受け継いでいくためには、県内事業者がその事業活動とSDGsの関係について考え、自ら目標を設定してその達成に向けて取り組むことが重要です。

本制度は、SDGsの達成に寄与する事業者とその取組み内容等を「見える化」し、広く情報発信をすることで、事業者の更なる取組みを促進するとともに、自発的な取組みを県内に広げていくことを目的としています。

2 登録の対象

岐阜県内に事業所等を置く法人、団体または個人事業主

3 登録の区分

登録の区分は「シルバーパートナー」と「ゴールドパートナー」の2種類とします。

<シルバーパートナー>

「環境」、「社会」、「経済」の三側面において、SDGsの達成に向けた重点的な取組みを行っている事業者

<ゴールドパートナー>

「環境」、「社会」、「経済」の三側面において、SDGsの達成に向けた重点的な取組みを行っていることに加え、組織としての一定以上の管理体制をもって三側面のさらに多岐にわたる分野でバランスよく取り組んでいる事業者

4 登録の要件

登録を希望する事業者が行った申請について、以下の要件の確認を行います。また、別添1「ゴールドパートナー、シルバーパートナー登録要件」も合わせてご確認ください。

<シルバーパートナー>

- (1) 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークに加入している事業者であること。

※まだ加入していない場合は、事前に入会手続きを行ってください。

▼「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク 入会申込フォーム

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94353.html>

- (2) 環境・社会・経済の3側面において、SDGsの達成に向けて自ら行う重点的な取組みの実績があり、指標・目標設定がなされていること。
- (3) 重点的な取組みとSDGsの17のゴールのいずれかとの関連付けがなされていること。

- (4) 重点的な取組みが従業員に共有されており、かつ当該取組みを達成するための仕組みが組織内に構築されていること。

▼ポイント

- ・ 担当部署や責任者が明確になっているか。
- ・ 進捗管理を行う仕組みがあるか。
- ・ 従業員が取組内容を理解しているか。

- (5) 重点的な取組みを自らのホームページ等で対外的に公表していること。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 過去において法令に違反した重大な事実があるときその他登録を受けることが適当でないとい県が認める者でないこと。

<ゴールドパートナー>

シルバーパートナーの登録に必要な要件(1)～(7)に加え、「SDGsの達成に向けた具体的な取組チェックリスト(様式第3号)」の自己チェック結果が以下の基準すべてを満たしていることが必要です。

形態	ガバナンス・経済・社会・環境	全体
中小企業等	各分野で2割以上の項目数	6割以上の項目数
大企業等	各分野で3割以上の項目数	8割以上の項目数

5 登録までの流れ

登録制度では、申請書類の提出後、事務局(県)による内容確認を経て、登録事業者を決定します。登録までの流れは次の通りです。別添2「登録手続のフロー図」も合わせてご確認ください。

(1) 登録申請

申請者は、募集期間内に申請書類を6(3)の申請方法により、県へ提出します。

(2) 内容確認

事務局が、申請書類の内容を確認します。登録要件を満たしているか、提出書類に不備がないか等について確認を行います。

申請内容に不備がある場合は、補正を依頼することがあります。

(3) 登録決定

事務局による確認結果を踏まえ、知事が登録の可否を決定します。

(4) 結果通知(登録証の交付)

登録された事業者には、登録証を交付します。

6 2026 年度の募集について

(1) 募集期間

今回の募集：令和8年5月11日（月）～7月10日（金）まで
（登録は、令和8年9月を予定）

(2) 申請書類

申請にあたっては、次の書類を電子申請により提出してください。また、別添3「各種手続きの提出様式一覧」も合わせてご確認ください。

申請区分	
シルバーパートナー	ゴールドパートナー
「ぎふSDGs推進パートナー」登録（更新）申請書 （様式第1号）	「ぎふSDGs推進パートナー」登録（更新）申請書 （様式第1号）
SDGsの達成に向けた重点的な取組み宣言書 （様式第2号）	SDGsの達成に向けた重点的な取組み宣言書 （様式第2号）
その他知事が必要と認める書類	SDGsの達成に向けた取組みチェックリスト （様式第3号）
	その他知事が必要と認める書類 （様式第3号の回答に係る根拠書類等）

(3) 申請方法等

<シルバーパートナー>

下記のシルバーパートナー申請フォームより、様式第1号及び第2号の内容を入力してください。

【シルバーパートナー申請フォーム】

URL：<https://logoform.jp/form/T8mB/1524326>

【入力内容】

- ① ぎふSDGs推進パートナー登録（更新）申請書（様式第1号）
- ② SDGsの達成に向けた重点的な取組み宣言書（様式第2号）

【その他】

「その他知事が必要と認める書類」は必要な場合に別途ご連絡します。

<ゴールドパートナー>

下記のゴールドパートナー申請フォームより、「様式第1号」及び「様式第2号」の内容を入力するとともに、「様式第3号」を添付し、送信してください。

【ゴールドパートナー申請フォーム】

URL：<https://logoform.jp/form/T8mB/1524343>

【入力内容】

- ① ぎふSDGs推進パートナー登録（更新）申請書（様式第1号）
- ② SDGsの達成に向けた重点的な取組み宣言書（様式第2号）

【添付ファイル】

- ① S D G s 達成に向けた取組みチェックリスト（様式第3号）

【その他】

「その他知事が必要と認める書類」（様式第3号の回答に係る根拠書類等）

(4) 留意事項

- ・ 提出前に、記載漏れや添付漏れがないことを確認してください。
- ・ 様式第3号において根拠資料の提出が必要な項目については、別添4「様式第3号根拠資料一覧」を確認のうえ、必要資料を添付してください。
- ・ 提出後、必要に応じて事務局から補正又は追加資料の提出を依頼する場合があります。

8 登録後の各種手続

登録事業者は、更新、変更、辞退等の各種手続を行う場合、所定の様式により申請又は届出を行う必要があります。手続における流れや提出書類については、別添2「登録手続のフロー図」及び別添3「各種手続の提出様式一覧」も合わせてご確認ください。

(1) 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年を経過する日の属する月の末日です。登録を継続する場合には、有効期間満了前に更新手続を行う必要があります。

(2) 登録の更新

① 更新案内について

手続可能時期が近づきましたら、県から対象事業者へ更新手続に関する案内を送付します。

更新を希望する事業者は、案内に従い、所定の期間内に更新申請を行ってください。

② 提出書類

基本、登録申請時と同様の書類を提出していただきます。ただし、従前の登録申請時から変更がない場合は、一部書類の提出を省略することができます。

(3) 登録内容の変更

登録後に登録内容に変更が生じる場合は、変更申請を行う必要があります。

提出書類

- ・ ぎふS D G s 推進パートナー登録・認証内容変更申請書（様式第7号）
- ・ 変更内容に応じて、様式第2号又は様式第3号を提出してください。

(4) 登録の辞退

登録事業者が登録の継続を希望しない場合は、辞退届を提出してください。なお、登録を辞退した場合は、登録証及びロゴマークを使用することができません。

提出書類

- ・ ぎふSDGs推進パートナー辞退届（様式第8号）

(5) 登録の取消し

次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことがあります。なお、登録が取り消された場合は、登録証及びロゴマークの使用を中止させていただきます。

主な取消し取消事由

- ・ 虚偽又は不正な手段により登録を受けた場合
- ・ 重大な法令違反があった場合
- ・ 登録内容に実態がないことが判明した場合
- ・ 登録事業者として適当でないと認められる場合

9 メ リ ッ ト

登録事業者は、下記の支援を受けることができます。

- (1) 県ホームページ等で登録事業者とその取組み内容を公表・PR
- (2) 登録区分に応じた「ぎふSDGs推進パートナー登録証」を授与
- (3) 登録区分に応じた「ぎふSDGs推進パートナーオリジナルロゴマーク」を活用して登録事業者であることを自己PR
- (4) 岐阜県中小企業総合人材確保センターの求人票に「ゴールドパートナー」、「シルバーパートナー」である旨を表示
- (5) 県が発注する一部の事業に係るプロポーザル審査における加点
- (6) 岐阜県建設工事入札参加資格に係る主観的事項審査における主観点数の加点
- (7) 岐阜県中小企業資金融資制度（企業活力支援資金）による融資（金融機関等独自の審査あり）
- (8) 金融機関等による融資等の支援（金融機関等独自の審査あり）

10 そ の 他

本年度より、募集回数が年1回に変更となりました。申請のタイミングにご注意ください。

また、例年実施しておりました「登録証授与式」の開催はございません。

<問い合わせ先>

総合企画部 総合政策課SDGs推進室SDGs推進係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

T E L 058-272-8251（直通）

058-272-1111（代表）内線 2532

F A X 058-278-2562

E-mail c11122@pref.gifu.lg.jp